

浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年4月定例会)

1 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後1時30分から午後1時59分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	石川 昭悦
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	関場 健治
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	横山 良男		

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	3件
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梠 盛一

- 議長 それでは、只今より4月定例会を開会いたします。
 ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
 まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、2番鈴木敬二郎委員および3番山本幸一郎委員にお願いいたします。
 それでは、議案の審議に入ります。
 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番から3番について委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、**・番・委員の退席**を求めます。暫時休議いたします。
 （**・委員退席**）
 再開いたします。
 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。
 （議案書にて説明）
 以上、よろしくお願ひいたします。
- 議長 続きまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 桑原推進委員 大堀地区の桑原です。**・さんと・さんに電話で確認いたしました。今回の申請に至った理由ですけれども、・さん・さん共に同じ理由でして、もう年だからということでした。母から娘に贈与したいということでした。営農再開について確認してみたのですけれども、現地の・のところで、まだ、帰還困難区域で除染もしていない。太陽光もついていないということ、営農については周りの者と相談してこれから進めていきたいということでした。確認した内容は以上です。**
- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 （質疑無し）
 質疑無しと認めます。
 それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
 （起立多数）
 起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。
 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原担当の高田と申します。報告いたします。・・・さんとは、4月17日1時頃電話で確認をいたしました。・・・さんは現在・・・に在住しております。今回、父の・・・さんは75歳とだいぶ高齢で、・・・市に避難していますが、現在体調が悪く入院をしております。この機会に父から財産の贈与の話が出て、本人は長男であり引き受けることにしましたということで申請に至りました。今後の農地の管理についてですが、本人は千葉県でサラリーマンをしております。将来は地元に戻り農業をしたいと考えているようで、それまでは地元の人に管理を依頼していきたいと考えております。譲渡人、・・・さんは入院しています。4月17日月曜日5時頃本人の奥さんと電話で話をしました。現在・・・で生活しておりますが、今回体調が悪くなり現在入院中です。本人は高齢となり、入院したことから息子に財産贈与の整理をしたいと考え、今回の申請に至ったという話です。よろしくご審議ください。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書にて説明)
以上、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原地区担当の高田です。報告いたします。・・・さんとは19日4時、電話で確認をいたしました。今回の申請は、去年の続きで・・・さんから農地を購入しましたが、農業委員会で許可になっていますが、その中で2筆が漏れていたということで、残りの2筆が今回の申請になったということです。・・・さんの営農状況ですが、現在は・・・市に避難しております。年内には・・・に家を建て戻って来る予定ということです。今は・・・でイチジクの栽培を始めております。現在は・・・の

復興組合の組合員として、農地一町程度を保全管理を担当しており問題はございません。今後の営農計画ですがいろいろ考えているそうです。地元の農家とよく話し合い進めて行きたいと仰っていました。

・・さんは性格的には温厚で、農業に対しても前向きな姿勢で何ら問題ありません。・・さんについてですが、・・さんのお母さんと19日、午後2時頃面談し確認をいたしました。・・さんは、昨年亡くなった父より農地を相続しましたが、現在は・・市で生活しており、農業は出来ないの今回・・さんに売却しました。前回漏れていた農地を・・さんに売却するため、今回の申請になりましたと仰っていました。よろしくご審議ください。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第1号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。ここで・番・委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(・・委員入室)

再開いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

差し替えでお配りした議案書ページ2-10をご覧ください。申請地は、中央の赤色でしめされた箇所です。農地の種類としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができるとされています。2-13ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ2-30から2-36のとおりとなります。

その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。

追加資料で配布した調整状況報告書と修正前・修正後と記載された資料をご覧ください。修正前・修正後と記載された資料は、今回の太陽光業者である(株)・・・が、当委員会が策定したガイドラインにより関係者へ事業の説明をするため送付した資料です。修正前のものでは、太陽光発電設備を設置する工事を行うことを断る文面になっており、また、図面も今回の申請地だけではなく分筆前の筆全体についての連絡になっていたことから、文面がガイドラインで求めている趣旨に合わないことと事業の都度、説明をすることを指導し、修正した文書を再度関係者に送付させております。この関係者への文書は、今回関係者の中に佐々木会長が含まれていたことから判明しまして、調整状況報告書についても 2-19 ページですが、佐々木会長からの意見に対して対応したという内容に変更されております。

説明は以上となります。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 苅野地区担当田中です。・・・さんとは、4月12日に電話にて・・・様と申請内容を確認しました。・・・さんの当該農地、今回地上権設定する旨を確認を取っております。設置後の管理ですが、そちらのほうは・・・さんと契約を行いまして、草刈り等メンテナンスの契約を行うということになっております。設定人の・・・さんとは、なかなか電話が繋がらなかったのですが、4月15日に電話で申請内容の確認を行っております。・・・さんのところでは、農業後継者はいないということで、やる人がいないので農地をただ荒らしておくのは勿体ないので、今回・・・さんのほうからお声掛けがありまして、・・・さんと契約を結ぶということに至ったという内容でございます。私のほうの聞き取りは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、現地調査委員の説明をお願いします。

原田委員 1番原田です。17日の午後1時から、会長、若月委員、田中推進委員、事務局と現地確認をしてまいりました。今、事務局と地元推進委員から説明があったとおりです。被設定人については、環境問題の取り組みとしてそれに寄与したいということでありました。申請地については、先ほど説明にもあったとおり、宅地、山林と今回の農地となっており、隣接する農地についても・・・さんの所有であり、農地に関する分断等はないと考えられます。周辺の農地への日照関係の支障もないと思われれます。排水関係の計画であります、防草シートを敷くという話があつて、防草シートを敷くと自然浸透するのにちょっと時間が掛かるのではないかとといったような意見もありましたが、農業用

排水に支障はないといったところで考えております。特段問題はないかと思いますが皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和5年4月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時59分